

「『在日』を考える：20世紀の在日朝鮮人問題の形成・展開と最新の研究成果」

(AJI インターディシプリナリー・セミナー)

2022年6月8日(水) 15:00~16:00

講演者：文京洙（立命館大学名誉教授）

司会者：李眞恵（OIC 総合研究機構 専門研究員）

小杉：皆さま、本日は立命館大学アジア・日本研究所の学際セミナーにおいでいただき、どうもありがとうございます。私は研究所長を務めております小杉泰です。学際セミナーというのはアジア・日本研究、あるいはアジア・日本に限らず、世界の色々な地域を研究するという、時には特定のディスプリンからやる立場もございますが、やはりその地域、そこに住む人々を考えると色々なアプローチをしなければいけないということで、学際的なアプローチということを私どもの研究所では言っているわけですが、同じようにこのセミナーを色々な観点、色々なディスプリンの先生に来ていただいて、色々なことを学びたいという趣旨で開催いたしております。

今日の講師でいらっしゃいます文京洙先生をご紹介します。本日のテーマではこの分野において文先生は日本の第一人者でいらっしゃいますし、今日皆さんの中には文先生のファンの方もたくさんいらっしゃると思います。改めてのご紹介が不要かもしれませんが、セミナーの慣例に従ってご紹介させていただきます。文先生は1977年に中央大学法学部卒業され、1985年に法政大学の大学院社会科学研究科博士課程を修了、2006年に大阪商業大学から地域政策学の博士号を取得なさいました。立命館大学では1994年から教鞭をお取りになってきました。

立命館大学は今では韓国や在日の研究が盛んな大学として知られておりますが、それは文先生がパイオニアとしてずっと頑張ってきた結果でもあります。国際関係学部でずっと教鞭をお取りになり、学部長もお務めになったほか、私共のアジア・日本研究所では2015年

の創設時から昨年までずっと副所長をお務めになりました。現在は立命館大学名誉教授、アジア・日本研究機構の上席研究員、コリア研究センターの研究顧問でいらっしゃいます。ご著作や共著書、あるいは編集などに関わられた本もたくさんお出しです。済州島四・三事件、韓国現代史、在日朝鮮人問題の起源、在日朝鮮人の歴史と現在、などたくさんお書きになっているほか最近では一昨年に岩波新書で『文在寅時代の韓国：「弔い」の民主主義』という素晴らしい本もお出しになっています。それでは今日は文先生にお話しただいて、いろいろ勉強させていただきたいと思います。文先生どうぞよろしく願います。

文：よろしく願います。在日研究の第一人者などと言われて、おこがましい限りですが、最近は特に在日のことを研究しているということではなく、自分の専門が何かよく分からなくなっているような状況で、今日は改めてこういう機会をいただきましたので、話をまとめさせていただいて皆さんにご提起できればというふうに考えています。

正直申し上げて、今日は小規模な研究会を想定していましたが、結構多くの方が参加されていますし、お名前拝見するとまさに在日研究の専門家の方もいらっしゃるのので十分な話、説得力を持ってできるかどうか少しおぼつかないという状況です。タイトルが少し大きめで、「最新の研究成果」とありますが、とても与えられた一時間でまとめてお話しできる内容ではありません。ですから主として、戦後、在日朝鮮人——このタイトルで言うところ「20世紀在日朝鮮人問題の形成」ですね——が形作られる、そのような過程についての話を中心にしたいと思います。最新の研究成果については、参考文献のところで紹介させていただきますが、基本文献として私自身のアンテナに入って来たようなものだけで、主としてこの一、二年の研究を挙げています。かなり若い研究者を中心に活発に色んな研究がなされていて、私などはもう少し研究の傾向や立場がということもありますが、相当旗色が悪いというか、若い研究者に押されているような、そういう感じがしてい

ます。素晴らしい研究がたくさんこの間発表されています。特に最近の研究という点で言うと、朝鮮籍の問題があります。在日コリアンは日本国籍を取得していない場合は韓国籍・朝鮮籍という二つの国籍に分かれるわけですが、その朝鮮籍をめぐる新しい研究、素晴らしい実証的な研究がたくさん出ています。実証的な研究ではありませんが、私自身も一番上に紹介されている李里花さんの編著に参加させていただいているということもあって、在日にとっての国籍という問題を大枠として据えながら朝鮮籍について少し新しい研究成果について紹介できればというふうに考えています。以上前置きです。

I 在日コリアンの現況

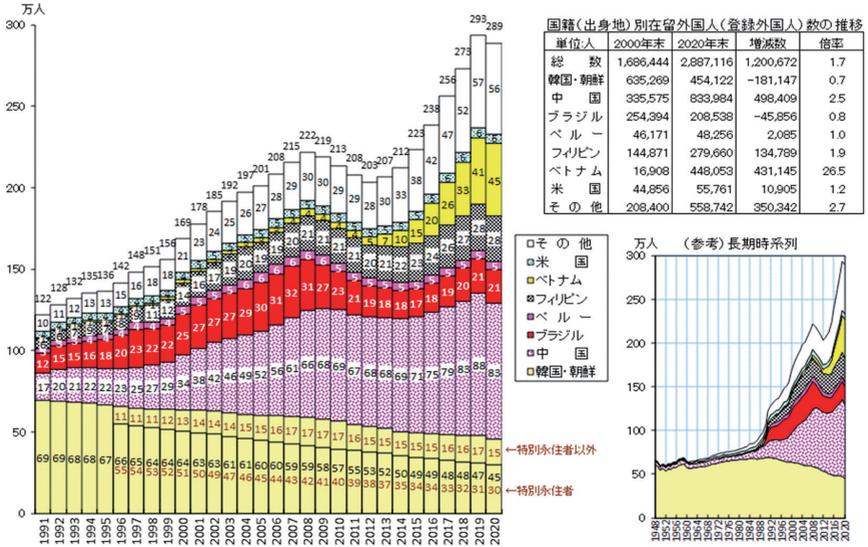
在日コリアン、在日朝鮮人についての研究をなさっている方には改めてご紹介するまでもないのですが、本日はほとんど日常的に在日コリアンの問題に触れる機会のない方も、インターディシプリナリー・セミナーということでご参加されている様子ですので、ざっと今日の在日コリアンの現況について紹介して、本題に入らせていただきます。

<図1>のように、2020年の数字ですが、現在、日本における韓国朝鮮籍は45万人で、そのうち韓国籍が42万7千、朝鮮籍が2万7千人です。かなり少なくなってきました。このグラフをご覧くださいれば分かりますが、この長期時系列の小さな方をご覧くださいれば、この間の日本での外国人の人口推移の特徴が示されています。かつては日本の外国人と言えばほとんどが在日朝鮮人・韓国人でした。現在日本で一番多い外国人は中国国籍の人で、この2020年の段階ではその次が韓国朝鮮籍となっていますが、2021年6月末の数字が出ていて、そこでは日本に居る外国人の二番目が、ベトナム国籍に変わっています。これは例えば大阪のコリアタウン、現在の生野区鶴橋界限、かつての猪飼野ですね、そこでも中国国籍あるいはベトナムの国籍の人たちが相当増えていることが日常的な感覚でも伺えますが、国籍の統計上にもそのことが示されているのが現状です。

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

<図1>

在留外国人(登録外国人)数の推移(毎年未現在)



(注) 中国には台湾を含む

(資料) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

<表1>

年	帰化者(人)	年	帰化者(人)
1991	5,665	2004	11,031
1992	7,244	2005	9,689
1993	7,697	2006	8,531
1994	8,244	2007	8,546
1995	10,327	2008	7,412
1996	9,898	2009	7,637
1997	9,678	2010	6,668
1998	9,561	2011	5,656
1999	10,059	2012	5,581
2000	9,842	2013	4,331
2001	10,295	2014	4,744
2002	9,188	2016	5,434
2003	11,778	合計	365,955

(資料) 法務省民事局「帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移」

〈表1〉は日本国籍を取得した帰化者の推移です。2020年で38万人ですから年間5千人から1万人の人が帰化をしています。ということは2020年代半ばには40万人に達します。在日コリアンを狭く定義すると、45万人の韓国朝鮮籍の中の特別永住者——これについてあとでまた説明をさせていただきますが——要するに植民地時代からの歴史的な経緯を持って今日本に住んでいる人達というように考えると、その特別永住者の数を遥かに超える人が日本国籍を取得しています。時々在日朝鮮人というのはなぜ帰化をしないのですかというように聞かれますが、現状から言うとたくさんの人が帰化をしていますし、日本国籍取得者の二世とか三世を含むと相当な数に達しているのが現状です。この辺の現状を踏まえて今日の話聞いて頂ければと思います。

II 日本への渡航・帰還・定着

戦後の在日コリアンの出発点を考える上で、日本への渡航の経緯について確認しておく必要があります。大体第1次世界大戦以後に日本にやってくる朝鮮人が増えていきます。大雑把に言うと1920年で3万人、30年で30万人、40年で100万人を超えています。敗戦当時の在日の人口についてはそれほど確定的な数字が得られていませんが、45年にはおそらく200万人余りが日本に住んでいたと言われてい

ます。その構成ですが、当初は単身による出稼ぎが多いわけです。ところが30年代になると定住型の移住労働者という形態を帯びてくる。男女の比率からそのことが伺えます。30年代には日本社会に根付いた在日の状況を伺うことができます。日本生まれの二世が42年で既に30万人に達していて、日本と朝鮮半島をまたぐ生活圏が形成されていたといえます。47年の調査でおよそ、在日コリアンの数は60万人となっています。ですから200万人余りのうちの150万人余りが日本の敗戦から46年上半期までに帰還していて残りが60万人、これが戦後の在日朝鮮人の出発点を構成するという形になります。

<表 2 >

年	朝鮮人人口	年	朝鮮人人口
1911	2,527	1935	625,678
1915	3,917	1937	735,689
1920	30,189	1940	1,190,444
1925	129,870	1941	1,469,230
1930	298,091	1944	1,936,843

尹健次「渡日・解放・帰還」『人文学研究所報』(51)、46-47 頁

すでに 30 年代に在日朝鮮人は日本社会にも根を下ろしているわけです。47 年の調査ですと朝鮮人男性の半分が日本人と結婚していて、15 歳以下の朝鮮語の運用能力がある人が 2% しかいないという状況で民族教育は非常に盛んに展開するわけです。そのような意味で言うと、在日朝鮮人というのは戦後の南北朝鮮、それから日本という国民国家の枠組みでは割り切れない存在、この三つの国家の中でどういう位置を持つのかということについては必ずしも自明ではない。もっと言うと戦後の国民国家という枠組では中々律することができないのが戦後の在日朝鮮人ということが言えると思います。

もっと平たく言うと、この時期日本生まれの二世がこれだけ増えていて日本にこれだけ定着していたということを考えると、戦後のこの 60 万人余りの在日朝鮮人というのは日本人でもないし朝鮮人でもない、あるいは逆に日本人でもあるし朝鮮人でもある、ある意味で民族的に非常に中途半端な存在だったというように言えると思います。ところが戦後の過程はその中途半端な存在が許されない。韓国なのか北朝鮮なのか、あるいは朝鮮半島なのか日本なのか、二者択一・三者択一を迫られて、60 年代ぐらいになるとそのような国民国家の枠組みにある意味では収斂されていく、そういう過程として考えています。

一言で私自身の問題意識を言うと、そのような中途半端な在日朝鮮人が中途半端なあるがままの存在を許容されるような枠組みをどのように作っていくのか、という事がおそらく 70 年代、80 年代、国際化だとかグローバル化だとかいう過程で問われているのではないかというように思います。

今日お聞きになっている皆さんはもっと正統派の在日朝鮮人研究の物語をお聞きになりたいという方もいらっしゃると思うのですが、そういう正統的な在日朝鮮人研究の流れで言うと朝鮮半島への帰属をある意味では自明の前提もしくは自明の価値、そうあるべきだという、そのような価値を前提とした在日観あるいは在日研究が60年代、70年代に支配していましたし、最近出てきている新しい研究も——これは色々な地域での移民研究などでよく言われますが——二世というのは一世の価値観に対抗しながら二世独自の価値観を作っていく傾向にあると言われます。ところが三世、四世になるといわば先祖返りをするという状況があります。ある意味では最近の新しい研究は、むしろこの本流となる正統派の価値観にのっとった在日研究が増えていて、私のような見方はむしろ旗色が非常に悪いのが今の在日コリアン研究の状況ではないかというように思います。

III 占領期（1945～52年）——朝鮮観の持続と変化

戦前の日本人の朝鮮観については、時間もありませんので簡単に触れるにとどめたいと思います。1920年を前後して日本人の日常世界に朝鮮人が姿を現してきます。その時期にどのように見えたのかということです。日本の明治の知識人や指導者の朝鮮観は、伝統の文脈でも、あるいは文明開化つまり近代化の文脈でも朝鮮人は差別的に定義される、そのような存在であったと言えます。それは抽象的な観念としてそのような差別が日本の支配層の中で一般化していたわけですが、20年前後から日本人一般の日常世界に朝鮮人が出現してくるとこのような差別的な朝鮮観が大衆的に定着してきました。しかも1923年には関東大震災があって、そのような差別的な感情と同時に朝鮮人への恐怖心のようなものもあり、関東大震災での朝鮮人虐殺という悲劇を生んでいます。

問題は、第2次世界大戦というそれは日本人にとっても未曾有の悲劇だったわけですが、そういう衝撃を経たのちも日本の朝鮮観というのはほとんど変わらない、むしろ悪化していたことがこの時期の色んな資料を通じて示されています。これも細かく紹介していると時間が

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

ありませんので、一例をあげると泉靖一という文化人類学者が行った調査で朝鮮人の民族性について聞いたところ回答総数 430 人のうち、188 人が「ずるい」68 人が「腹黒い」63 人が「無礼」などと、403 人がネガティブな回答をしています。

45 年から 52 年の日本の独立回復を経て日韓条約が締結された 60 年代くらいまでは日本人の朝鮮観が最悪であった時代というように言っても良いと思います。最悪だったということ的前提に、この占領期には在日朝鮮人の外国人化、後ほど国籍の説明のところで詳しくお話ししますが外国人化が進行しますし、強いて言うと 1965 年の日韓条約そのものもこの戦後の日本人の朝鮮観・韓国観を反映した形で非常に中途半端な形で締結されていたというように言うことができます。

IV 解放直後の在日朝鮮人——二重の課題： 民族の論理、住民の論理

冒頭で紹介した敗戦直後の在日朝鮮人の状況からすると在日朝鮮人は二重の課題に直面していたということが言えると思います。この時期は、その二重の課題をめぐる揺れ動く、そういう時期でもありました。簡単に言うと、一方は正統派の本国指向の議論、つまり二つの分断国家に結びつく民族の論理があり、一方で日本の地域社会に根付いているという現実から色々な課題が提起される、住民ですとか市民ですとかという論理、あるいはこの時期でいうと階級という言い方——民族に対する階級です——そのような在日朝鮮人の性格規定をめぐる揺れ動いていた、そういう時代だったと言うことができます。

先ほど紹介しましたように、46 年の下半期までには、主として在日歴の短い人、いわゆる強制連行で日本に戦時中にやって来た人が中心ですが、そういう人たちはほとんど帰ってしまっています。この時期、解放直後に、戦前から日本に定着していた朝鮮人を中心に在日朝鮮人の団体として、朝連、在日本朝鮮人連盟が結成されます。

45年10月に朝連が結成されて、46年には民団(在日本朝鮮人居留民団。48年の大韓民国の成立と同時に在日本大韓民国居留民団となり、90年代に入ると居留も抜けて在日本韓国民団というように名称が変遷する)が結成されますが、この時期は圧倒的に朝連に在日朝鮮人は結集していました。ですから、主として朝連の方の歩みを中心に、この時期の在日朝鮮人の動向や対応について紹介して行きたいと思います。

朝連は、46年10月の第3回大会でその間の帰国の一段落という状況を踏まえて、同胞の為の「半恒久的計画」、定住を前提として生活改善に取り組むという方向を打ち出しますが、その中で、在日朝鮮人をめぐって民族的な課題に重きを置くのか、あるいは階級なのか住民なのか市民なのか、ということで様々な議論がなされます。

朝連は日本共産党と密接な関係を持っていました。日本共産党の民族政策、在日朝鮮人政策が、朝連の活動を左右するような時期でした。日本共産党の方針は在日朝鮮人の闘争を日本人民の解放闘争の方向に結び付けるというものでした。簡単に言うと、在日は少数民族であって、朝鮮半島の統一や民主化にも関わっているが、基本的には、日本の天皇制打倒ですとか、あるいは民主化に貢献しなければいけないという位置付けがされていました。もちろんそれに反対する議論もあります。例えば、この時期に参政権を在日コリアンが持つべきか、持つべきではないかということで議論がありましたが、朝連は参政権を要求しています。それに対して民団は、参政権は内政干渉であるとしてこれに反対しています。

朝連は49年に団体等規正令によって解散させられてしまいます。その後民戦(在日統一民主戦線)という組織が51年1月——朝鮮戦争の渦中ですけれども——結成されます。この頃でも日本共産党、とりわけ日本共産党内に組織された民族対策部(民対)は、基本的には在日朝鮮人を、日本の少数民族と位置付けていました。

V 阪神教育闘争

占領期の在日朝鮮人を語る上での欠かせないエピソードと言っても良いと思いますが、この時期、朝連を中心に民族教育が非常に盛んに

取り組まれました。この時期には二世、三世が台頭していて、ほとんど朝鮮語ができないという状況でしたので、初等学校 541 校（5 万 7961 人）、中等学校が 7 校（2760 人）という規模で民族教育の取り組みが行なわれています。

ところが GHQ は在日朝鮮人の民族教育を認めませんでした。この時期の GHQ の在日朝鮮人に対する見方は 46 年、47 年、48 年と時間を重ねるにつれて国際冷戦が深刻化しますが、そういう冷戦的な観点から在日朝鮮人を見ていました。朝連に結集した在日朝鮮人は一言で言うとかアカ、共産主義者だという観点が非常に強くて、民族教育にも朝連の勢力を結集しているということで弾圧します。

GHQ の指令を受けて、日本の文部省も朝鮮人学校の存在を事実上否定します。その表向きの根拠とされたのが、教育基本法・学校教育法ということになります。これに対して当然朝鮮人側の抵抗があって 4 月 24 日には非常事態宣言が——これは日本の占領下で唯一発令された宣言ということになりますが——発令され、その警察の弾圧の過程で一人の中学生が警察に撃たれて死ぬという悲劇も起こっています。この過程を経て朝連は団体等規正令の最初の適用団体として解散を余儀なくされます。

VI 在日朝鮮人の国籍——(1)「朝鮮籍」の誕生と持続

こういう状況で、在日朝鮮人の国籍の問題もいわばそういう冷戦的な文脈の中で処理されます。

そもそも植民地期には、在日朝鮮人は日本国籍を持つというように考えられていました。少なくとも講和条約の締結までは日本国籍を持つと、GHQ も見なしていました。もちろん日本国籍を持つと言っても日本人と同等の扱いがされたわけではなく、朝鮮戸籍ということで、戸籍上の区別がされていました。この戸籍上の区別が国籍上の区別に繋がっていくという過程を経ています。

この占領期には日本国民であるはずの在日朝鮮人の外国人化が進みます。その第一段階が 45 年 12 月の衆議院議員選挙法改正です。これは女性の参政権・被選挙権を認める、ある意味では戦後の民主化の金

字塔になるような措置というように言えるわけですが、一方で、植民地期には——当時の言い方で言う——内地にいる在日については選挙権・被選挙権もあったにもかかわらず、それを停止するという措置がこの女性参政権を認める選挙法の改正と同時に断行されます。

さらに47年5月には外国人登録令が最後の勅令として制定されます。46年までに100万人以上の人が朝鮮半島に帰っているわけですが、この頃の朝鮮半島の状況は、コレラですとか、政情不安ですとか、大変な混乱状況で多くの朝鮮人が日本に逆流してくるという状況がありました。日本から朝鮮半島への帰還は許されましたし、支援もされたのですが、朝鮮半島から日本に逆に戻って来ることは、GHQが固く禁じていました。ですから、ほとんど密航という形を取らざるを得ないのですが、その密航がこの頃増大しました。治安上の措置もありますが、そういう密航者の取り締まりということもあって、外国人登録令がポツダム勅令——最後のポツダム勅令ですが——47年5月2日、新憲法の施行の前日に交付されています。

先ほど言いました占領期には、日本国籍を在日朝鮮人は持っているはずなのですが、この外国人登録令の対象になりました。11条のいわゆる「みなし規定」、日本の戸籍上の適用を受けない者——これには朝鮮人と一部の台湾人が入るわけですが——については外国人としてみなすというみなし規定が盛り込まれていました。この時期は国籍欄にはすべて朝鮮というように記載されました。国籍というよりも、事実上、出身地を示すものとして〈朝鮮〉とされていたわけです。

この47年というのは、韓国も北朝鮮もまだ政府が樹立されていない時期でした。ですから、出身地として朝鮮を記すということになったわけです。48年の8月には韓国政府が樹立します。韓国政府は在日朝鮮人の国籍欄の朝鮮から韓国への書き換えを要求します。日本は講和条約が成立するまではということで、その要請を拒否するわけですが、GHQの要請もあって1950年に外国人登録の一斉切り替えがあり、これを機に韓国籍の書き換えを認めました。ただし、日本政府としてはあくまでこれは国籍とは言えない、便宜上のことだということで条件付きながら韓国籍の書き換えを認めたということになります。

<表3>

年度	韓国籍		朝鮮籍	
	人数	%	人数	%
1950.3	39,418	7.4	495,818	92.6
50	77,433	14.2	467,470	85.8
51	95,157	17.0	465,543	83.0
52	121,943	22.8	413,122	77.2
53	131,427	23.6	424,657	76.4
54	135,161	24.3	421,078	75.7
55	143,889	24.9	433,793	75.1
56	146,331	25.4	428,956	74.6
57	158,991	26.4	442,778	73.6
58	170,666	27.9	440,419	72.1
59	174,151	28.1	444,945	71.9
60	179,298	30.8	401,959	69.2
61	187,112	33.0	380,340	67.0
62	199,174	35.0	370,186	65.0
63	215,582	37.6	357,702	62.4
64	228,372	39.5	350,173	60.5
65	244,421	41.9	339,116	58.1
66	253,611	43.3	331,667	56.7
67	267,261	45.2	324,084	54.8
68	289,551	48.4	308,525	51.6
69	309,637	51.0	297,678	49.0
70	331,389	54.0	282,813	46.0

出典：李光奎『在日韓国人——生活実態を中心に』

<表3>に韓国籍・朝鮮籍の内訳が記されています。1950年3月の時点で7.4%が韓国籍です。この間、在日朝鮮人の国籍をどうするかということで、韓国とのやりとり、交渉が進められています。1951年10月20日の日韓会談の予備会談の時点では、そもそも韓国側は、在日朝鮮人が日本国籍を持っていた、あるいは今持っているということに対して否定的でした。韓国併合は武力による国際法違反の条約ということで併合そのものを認めていないというのが韓国の立場でしたから、国籍についても日本国籍を朝鮮人が持ったことは無いという立場でした。

その辺をめぐって日本と韓国の認識の違いがあったわけですが、51年の暮れには折り合いがつけられて、両国は在日韓国人が大韓民国国民であって、日本国民ではないことを承認しました。いつまで日本国民で、いつから日本国民でなくなったのかということについては曖昧にしたまま、とにかく大韓民国の国民である。日本側としては、大韓民国の国民というように在日を位置付けて朝鮮人はとにかく帰ってもらう。朝鮮半島に帰還させるということが日本側の意図でしたので、これを認めたわけです。ところで、このまま在日韓国人が大韓民国の国民だということを前提に考えると、すべて国籍欄は韓国籍に変わっていかねばいけなわけです。ところが日本側も韓国側も態度が変わっていきます。

この辺は最近の色々な研究の中で示されたことですが、53年4月にはまず朝鮮戦争が終わりかけて、南北分断がなかなか解消されそうもないという見通しの中での判断だと思うのですが、日本側が韓国の限定承認論に傾斜していきます。限定承認論というのは、韓国は朝鮮半島における唯一合法政府なのですが、その統治権・支配権については38°線以南に限定されているということです。ある意味で北の方にも一定のオーソリティがあるということを認めているわけです。韓国の承認が限定的である以上は、北側についても、あるいは北側を支持する、北側に連なるような在日の存在も認めなければいけないということになり、日本側は朝鮮籍を維持するというように変わっていきます。

韓国側についても、それまでは在日についてはすべて韓国籍に取り込んでいくということが韓国側の主張だったのですが、53年5月になると急に態度を変えます。この時期、先ほど言いましたように密航者が相当多いわけです。密航者は水際で逮捕されて送還されます。52年の5月、第8次の送還だというように言われていますが、410名が韓国に強制送還されます。韓国側がこの410名の受け入れを、韓国から密航して、韓国に居住歴のある者については受け入れるのですが、戦前から日本にいた在日については受け入れを拒否するわけです。受け入れを拒否するということは在日朝鮮人全体が韓国人だという主張自体にも齟齬が生じているわけで、結局在日朝鮮人の国籍は未確認だ

というような態度をとるようになります。こういう日本側と韓国側の態度も合わせて朝鮮籍が維持されるようになったという経緯が色々な研究を通じて明らかにされています。

要するに、冒頭で2万7千人余りが朝鮮籍を維持しているというように紹介しましたが、その出発点はこういう経緯を通じて韓国の在外国民登録をして、国籍を韓国に変えた者は韓国籍になるわけです。そして韓国籍に変えなかった者、書き換えをしなかった者が朝鮮籍です。全体としては韓国籍・朝鮮籍の内訳は、〈表3〉の通り50年代について言うと圧倒的に朝鮮籍が多いわけですが、65年に——今日詳しく紹介することはできませんが——日韓条約が締結され韓国籍にのみ協定永住権が認められて、例えば国民健康保険等が協定永住者のみに認められるようになっていくわけです。そういう事態の推移を反映して、60年代には韓国籍と朝鮮籍の比率が逆転していきます。

VII 在日朝鮮人の国籍——(2) 日本国籍の喪失

冒頭触れたように、当時の在日朝鮮人というのは日本人でもあり、韓国人でもあり、今の言い方で言うと、理想的には二重国籍が一番良いわけです。にもかかわらず、その在日朝鮮人の具体的な生活実態はある意味で無視されて、日本国籍が奪われる、もしくは喪失する。これは論者によって色々な言い方がされますが、そういう過程が進行します。

47年には外国人として登録させられる。ただ、まだ国籍は維持しているわけです。日本側は当初は国籍選択権を在日に認めるという方向を考えていたようです。要するに国籍選択権+送還権という枠組みで考えていた、つまり韓国籍を選んだ者については韓国に帰ってもらうということです。日本にいても困るということです。それを送還権というように表現していますが、そういう方向でした。これは、講和条約をめぐる交渉でアメリカが、国際的な慣例から植民地住民の国籍問題を提起するだろうという予測があり、それに対応して準備する過程で、こういう政策を立案していたわけです。

韓国側については韓国併合無効論ですから、日本籍を取ったことが

ないという前提で考えている。そういう主張しているわけです。民戦側も自由に国籍を決める権利、国籍選択の自由をこの時期主張しているわけですが、そこでいう選択権は朝鮮か韓国かということが前提で、日本国籍の維持を選択肢にしているわけではありません。この時期、韓国側の強い主張もあって、韓国への国籍の切り替えがすすんでいて民戦の主張する自由に国籍を決める権利というのは、朝鮮籍を守るという意味です。この時期は朝鮮籍というのは、この民戦側の発想から言うと、北朝鮮の国籍というように考えていたと言えます。

中立系の朝鮮統一民主同志会も国籍選択の自由論を主張していますが、その場合も北朝鮮か韓国かのどちらかを選択するのは自由だということで、日本国籍の選択というのは念頭に置かれていません。朝鮮籍を今も守っている人たちの中では、それは北朝鮮国籍ということではなく、朝鮮半島全体を指す国籍として朝鮮籍を守っているのだという主張もあるわけですが、この時期からそういう主張もなされてきました。朝鮮人の国籍は、朝鮮が完全に統一するまでは選択の自由を認めて、しかも日本に残留する場合は永住権を与えるべきだというように主張していたわけです。

ただし、先ほどの外国人化の仕上げが1952年4月に断行されます。当時の法務府民事局の通達によって——後でまた詳しく紹介しますが——在日朝鮮人は一律に日本国籍を失うという措置がとられます。国籍選択の自由は認められませんでしたし、在日朝鮮人の生活実態にもかかわらず、日本の新憲法の保障する人権規定の埒外に放置されるという措置がとられたと言えます。最近の研究では日本側の措置については反対運動が色々あったというように言われていますが、基本的には、朝鮮人側、在日の側も自分たちは日本人ではないということを前提に、この間運動や主張を展開していたと言えます。

民団については、もともとそういう主張でしたし、当時多数派を占めていた朝連・民戦に始まるいわば左派の民族運動の系列では1955年にいわゆる路線転換を通じて現在の総連、在日本朝鮮人総連合会が結成されるわけですが、この総連は在日の国籍問題にけりをつけて、在日朝鮮人は朝鮮民主主義人民共和国の公民だという立場を明確に打ち出すようになります。もちろん、在日コリアン全体がそうであった

というようには一概には言えないと思いますが、在日コリアンの主導的な活動家やインテリは一致して日本が在日朝鮮人の生活実態を無視して外国人としたのに対して、朝鮮人の側も自分たちは外国人だと律したということができます。

そういうなかで鈴木一は——この人は初代の出入国管理庁長官ですが——当時としては非常に開かれた先進的な見解を主張しています。先ほど言いましたように、日本政府の腹積もりとしては国籍選択を認めることもあり得るが、韓国籍を選択した者は送還するということが前提でしたが、鈴木一は国籍選択を主張すると同時に、日本に残った場合、日本国籍を選択しない人に対して永住権を認めるという、つまりある意味では朝鮮人のその当時の実態に一番近い主張をしていたと言えるかもしれません。

ただ、このような主張は例外的で、要するにこの時期、50年代はアジアが民族独立で沸いた時代で、画一的な民族観が支配的でした。バンドン会議ですとか、平和五原則があって、人間の解放というのが民族の解放を通じて達成されるというように考えられた時代です。

そのような時代条件もあるわけですが、いずれにしるこの55年ぐらになると、在日コリアンの問題が、その実態にもかかわらず、画一的な国民や民族の論理に収斂されていく、そのような時代だったと言えると思います。

VIII 高度経済成長期（1960年～70年代）

50年代の在日の問題が、民族や国民の論理に収斂されていく過程の延長線上に帰国運動ですとか、あるいは日韓条約もあるというように考えています。そのような時代を経て、高度成長期に入るわけです。

高度成長期も、在日朝鮮人の位置はそれほど大きく変わっていません。日本の高度成長期というのは、欧米——特にドイツ、フランス、イギリス——と違って、地方の言語や習慣が都市の標準に呑み込まれていく過程。つまり、今紹介したような諸外国というのは、外国から——主として旧植民地国からですが——外国人労働者をたくさん導入しながら高度成長を実現するわけですが、日本の場合は地方から都市

への人口移動——1000万人近くが移動したというように言われていますが——を通じて、そのような人達が高度成長を底辺で支えるわけです。そういう意味では、むしろ単一民族ですとか、一民族一国家に近い状況が、この高度成長期を通じて作られていて、在日は、その中の異質な存在、せいぜい部外者として扱われているという状況は変わりませんでした。

ただ、その一方でこの頃は日本の戦後民主主義を考える上で重要な時期でもありました。自治体革新、地域民主主義が台頭してきて、「市民」とか「住民」の論理が異議申し立ての主体として台頭する時代で、在日もそのような影響を受けました。しかも在日朝鮮人社会の構造が大きく変化します。一言で言うと戦後世代登場です。私自身がそのような世代ということになりますが、戦後生まれの二世が70年代に入ると、就職ですとか結婚ですとか子育てですとか、地域社会の色々な問題に直面するようになるわけです。

そのような中で権益擁護運動が台頭していきます。それまで国籍条項によって阻まれていた色々な権益や差別の撤廃を求める運動が各地域、神奈川の川崎ですとか、関西地域を中心に盛り上がっていきます。指紋押捺拒否運動についても、70年代の後半から80年代にかけて高揚してくるわけです。ちなみに指紋押捺拒否予定者会議発足時の写真には立命館大学の鄭雅英教授のお姿が見受けられます。

IX グローバル化の時代(80年代以降)

——(1) 他者認識・歴史認識の変容(一枚岩の国民の揺らぎ)

在日朝鮮人の状況が大きく変わるのは、80年代後半以降です。身近な例で言うと、私が所属していた立命館大学国際関係学部が創立されたのが1988年です。ですから80年代後半の、もう少し言うと85年でしたか、プラザ合意以降の、日本の「内なる国際化」というようにも言われていますが、日本人の日常生活の中でとりわけアジア系の外国人が日常生活の同伴者として増大していく、そのような時代でもありますし、日本という国の国際的な位置も大きく変化するという時

期です。

高度成長を通じて一民族一国家的な社会の在り方が強まったと言いましたが、この時期ようやくそのような一枚岩の国民のあり方が揺らいでいきます。さらにそのような一枚岩の国民の揺らぎが、他者認識や歴史認識の変容を伴うようになります。そういう変化の到達点が95年の村山談話ではないかというように位置付けることができます。また、村山談話に象徴されるような国民の他者認識や歴史認識の変化を前提にして、98年には日韓パートナーシップ宣言があり、日本と韓国の関係についても、それまでは経済や政治だけだったのが多元的に拡大していきます。韓流ですとか、そういう現在につながるような日韓の文化交流の深まりも、この日韓パートナーシップ宣言を出発点として起こってくるわけです。

日韓関係のそのような変化は当然、日本人の在日朝鮮人に対する見方の変化も生んで、先ほど70年代から二世を中心とした権益擁護運動が高揚するというように紹介しましたが、そのような運動も踏まえて、90年代には在日朝鮮人の法的地位あるいは権益の拡大が少しずつですが、実現していきます。

簡単にその法的地位の変化についてだけ紹介しますと、日韓条約に伴う日韓法的地位協定で韓国籍のみ協定永住権が付与されます。これは冷戦の論理がそのまま日本の在日朝鮮人政策に持ち込まれたことを示すもので在日コリアン社会に南北の対立が持ち込まれる状況となります。

80年代に入ると、国際的な圧力もあって、日本の外国人政策が少しずつ変化をします。難民条約が79年に締結され、82年に発効しています。その難民条約は国内外平等の原則が一応盛り込まれていますので、それに即して在日コリアンの——国民健康保険については先ほど言いましたように早くからなっているわけですが——この80年代に、例えば、年金に関する規定ですとか、公営住宅の入居ですとか、様々な権利がこの難民条約の発効と同時に実現しています。と同時に在留資格についても特別永住制度が新設されて、朝鮮籍にも永住権が付与されるようになりました。

91年——これは91年問題というように言われているのですが——

日韓の政治決着があって、協定永住と特例永住が一本化して、現在の特別永住制度が始まっています。2012年には外国人登録法が廃止されて、私たちは今は特別永住者証明書というものを持っています。また、一時滞在の外国人については在留カードを持って住民基本台帳に登録されるという形になっています。

在日朝鮮人の権益についても、90年代に大きく拡大していきます。95年、橋本大二郎さんが——当時の高知県知事ですが——在日朝鮮人の公務員への門戸開放を真剣に考えると発言して実際に門戸開放します。同じ年に最高裁が外国人に参政権を付与することは憲法に違反していないという判断を示します。自治体の参政権についてはそのような判断が示されています。2000年の法務省の第2次出入国管理基本計画で、それまでの外国人差別をある意味では頬かぶりしたまま日本人と外国人が円滑に共生する社会づくりを目指すという方向が示されています。

2000年の末には国籍条項が、これは地方公務員の就任権に関わって9府県8政令市で——ここからほとんど進んでいませんが——原則撤廃が実現しています。朝鮮学校についてもこの時期は公的助成が行われています。これを削減したり廃止したりするというところで今問題になっているわけですが、このように90年代には権益が拡大して内外人平等の原則がそれなりに適用されていきます。

これに対して在日特権とか、色々なことが言われるわけですが、いづれにしろ在日の権益の拡大があったことは認めなければいけません。ただ残された問題も多く、今日紹介できませんが公立学校の教員についてかなり深刻な問題が未だに残されています。さらに公務員就任権についても限定的にしか地方公務員になれませんし、地方自治体の意思形成に関わるような職務には就けないという状況です。意思形成に関わる場所には就けないということは要するに参政権の問題で、その地域社会のあり方をめぐって意見を言えるのか言えないのかということになると思いますが、それが実現していません。

X グローバル化の時代 (80年代以降)

—— (2) バックラッシュ時代

この90年代、このように日本社会がある程度多元的に開かれてくるとい状況があったわけですが、差別されている者の地位が向上すると必ずそれに対するバックラッシュが色々な形で——これはある意味で世界共通で、韓国でも今そういう状況が現れています——日本社会でも顕在化します。これについては詳しく述べません。日本社会がそれなりに開かれていく、あるいは日本社会の歴史認識がそれなりに改善され、植民地支配に対する反省が国民的に共有される頂点が90年代半ばにあるという言い方をしましたが、その時期くらいから逆にバックラッシュの流れ、歴史修正主義ですとか、racism、植民地主義の流れが非常に深刻な形で、現在も在日朝鮮人の生活を脅かしているというように言うことができますと思います。

XI 在日朝鮮人の現在——在日朝鮮人の多様化・脱国民化

最後になりますが在日朝鮮人が現在どのような状況になっているのかということを変更して紹介して、今日の私の話を終えたいと思います。

朝鮮籍、韓国籍については紹介しました。在日朝鮮人を語るときに newcomer・oldcomer というように言われますが、その区別は相対的というか、これはほとんど区別をしない方がいいぐらいの状況が生まれています。

今日は戦後に日本社会に残留した在日朝鮮人の話を中心にしましたが、占領期から50年代60年代にかけて韓国から日本への密航の太い流れが途絶えませんでした。毎年何千人という規模で、日本社会に密航してくるとい状況がありました。そういう人たちが、ある意味で在日化してくるといこともありますし、区別がほとんどできないくらいに在日朝鮮人の中身が多様化しているということと、日本社会に限定するような形での在日の議論を今日はしました。ただ2015年、コロナ禍以前の状況ですが、韓国に在留する在日朝鮮人は——これは

日本国籍者も含めてですが——15,000人に達していて、若い人を中心に、日本社会を超えて、あるいは国境を越える形で、韓国で留学ですとかビジネスですとか結婚ですとか、色々な形で生活の拠点を韓国に置く人が増えています。

さらに、在日朝鮮人の多様化ということと言いますと、朝鮮族の中国人は——この数字はすべて中国国籍ですから明確に把握するのは難しいのですが——5万人から10万人の人が日本に在留していると言われていています。いわゆる脱北者、50年代末から始まる在日朝鮮人の北朝鮮への帰還運動を通じて北に帰ってきた人たちが中国に脱北をして、韓国に行ったりします。韓国でも3万人ぐらいの脱北者がいると言われていています。日本にも200名ぐらいいて、関西では150名ぐらいだと聞いていますが、この問題も規模は少ないですが、やはり在日の問題として、あるいは在日朝鮮人の多様化、多元化の問題として考えていかなければいけないということです。

冒頭で紹介したように日本国籍取得者についても、じきに40万人を超えそうです。ただ、かつては日本国籍を取得するためには、日本人以上に日本人らしくしないと帰化はできなかった、非常に厳密で時間のかかる手続きを経なければならなかったわけです。ところが今は、本名で——立命館大学の教員の中にもいらっしやいますが——民族名を維持したままで日本国籍を取得する、帰化をするという人も、統計的に確認したわけではありませんが、身近な世界で増えています。韓国名、民族名で国会議員になった人もいますし、次期参議院選挙でも在日朝鮮人であることを明確に示した形で立候補されている方もいらっしやいます。

さらに注目すべきは、在日同士の結婚は一割を切るぐらいに減少していて、日本人と結婚する国際結婚が多いわけですが、その場合は子供たちは一定の年齢に達すると国籍選択をしなければならないということです。今年からその国籍選択の年齢が引き下げられて18歳になりました。18歳になると日本籍か韓国籍かの国籍選択をしなければいけないわけですが、国籍を選択しないまま二重国籍を維持している人が相当に増えているというように言われています。冒頭でこの報告の問題意識として日本人でもあり朝鮮人でもあるのが在日コリアンだ

というように言いました。

そういう中途半端な集団が中途半端なまま生きていけるような枠組みをどう社会的に構成して行くのか、というのが、簡単に言うと私の問題意識です。その意味では二重国籍が許されるとすれば、そういうことを象徴する事態だというように言えます。韓国はすでに限定的ですが、重国籍の規定を緩和しました。二重国籍を、複数国籍を取れます。日本は規定としては二重国籍を否定しているわけですが、ただこれは実際には勧告や要請の類で罰則がないわけです。ですから、日本では二重国籍を維持することを事実上承認しているというような見方をする人もいます。今後若い人を中心に二重国籍者が増えていくという状況で、そういう二重国籍者についても在日朝鮮人の多元化、あるいは脱国民化を象徴するような存在になっていくのではないかとこのように思います。

繰り返しになりますが、在日というのはもともと中途半端な存在で、ようやくその中途半端さ加減が加減があるままで存在できるような時代が来ていて、ただそれに対する反動、バックラッシュも相当厳しくなっていくという状況です。そのような状況の中で、在日朝鮮人がいったいどのように生きるべきかというような問いで言うと答えはありません。少なくとも私は答えを持っていません。日本人として帰化をして生きるということも一つの道ですし、生活の拠点を韓国に求めて韓国人として生きるということも一つの道ですし、あるいはちょっとだけ朝鮮人、名前だけ朝鮮人として生きていくということもありえるわけです。ですからエスニシティやアイデンティティという点では色々な濃淡があってもいいと思います。しかし、朝鮮人に対する差別が残っている、この差別に押されるような形で日本国籍を選択するということだけは困るわけです。それぞれ文字通りに自由な選択ができなければならない。その選択によって——これは朝鮮籍の場合、特にそういうことが言えますが——不利益や差別があってはいけないということです。ですから、そういう多様で自由な選択ができるように制度の改善ですとか、社会的な取り組みをしていかなければいけないのではないのかというのが、とりあえずの私の結論ということになります。

100年を超える長い期間の話を一時間でしなければいけないということもあって、触れなければいけない色々な論点を省略しながら話をしてきました。不十分だと思いますが私の話は以上です。ありがとうございます。

質疑応答

質問者 A：今日は貴重なお話ありがとうございました。一点だけ事実確認的な質問です。特別永住権の絡みで、濟州四・三事件の後、日本に密航など半ば亡命的にいらっしゃった方がいると思いますが、最終的に彼・彼女はビザ的にはどうなったのかということを知りたいです。

文：実を言うと、私がそうなんです。私もうちの両親が解放と同時に濟州に帰っています。帰って行ったのですが、両親ともに向こうに祖母がいて、畑もあるのですが、なかなか生活できなくて日本に舞い戻ってきているわけです。父が46年、母が47年にこっちに密航してきています。偽物の登録を使っていたようです。だから私は50年生まれですが、私の出生届を出せなくて、小学校に入る時期になってようやくちゃんとした登録をして出生届も出しています。私はその時期は、密航した人たちと同じ扱いでした。両親は30年代から日本に住んでいましたが、そういう戦前からの居住実績は認められませんでした。だから密航した人たちと同じ扱いで特別在留という不安定な在留資格で長年住んでいました。ところが82年に難民条約と同時に特例永住制度が制定されて、朝鮮籍についても、永住権が認められるようになったという話をしましたが、その時に私たちも、おそらく解放後から50年代に密航して何らかの形で外国人登録を作った人たちはだいたいそこで、特例永住を認められたのではないかというように思っています。これについては詳しく厳密に検討しなければいけませんが、恐らくそうではないかと思っています。

質問者 B：僕は日本に来て今30年ちょっとで、日本で暮らしてます。

僕のように留学生で来て日本で生活をしている人も結構多いと思います。お話の中で、国籍問題についてですが、僕は留学して日本の女性と出会って結婚しました。自分の子供は二世と言われますが、日本では夫の国籍が韓国で妻の国籍は日本だと、どうしても生活環境から妻が子供を教育することが一般的となってきます。そこで、結局国籍は本人が20歳になって決めるという時代になってくると思うのですが、さきほど文先生がおっしゃった二重国籍の話で、このような二重国籍というのは、今後どのような流れになるのかが、一つ目の質問です。二つ目は、例えば在日——そもそもこちらで生まれた方——が日本に帰化する確率が高いことに関して、我々の民族主義から見ると、ある面で帰化というのか、同化というのか、という問題が在日文化でもかなり議論されると思います。これらに関して文先生の見通しをお願いします。

文：二重国籍については、私も勉強不足で先ほど話したような状況についての認識があるぐらいです。ただ日韓関係が今ちょっと悪いですが、文化的には相当いろいろ交流があるわけで、これは日韓の二重国籍ということに限定させていただくと、相当増えていくのではないかと考えています。韓国政府は——外国籍の権利を行使しないという条件付きで——二重国籍を基本的に許しています。ただ男性について言うと兵役の問題があるので、やはり韓国籍を維持する以上は兵役に行かなければいけないという問題もあるわけです。そのような色々な障害がありますが——日韓がある意味で生活水準そのものも同じぐらいになってきているし、文化も共有しているということがあるので——全体的には二重国籍、日本と韓国の国籍を両方持って行ったり来たりできるというのは、私からすると魅力的な位置でもあるので、そこは相当増えていくのではないかと考えています。

日本政府の対応についても、今後ここは注目される場所ですが、事実上罰則も何ものなしに、単に要請だけしています。18歳になったら国籍を選択するという要請だけしている状況なので、そこがどういう対応になるのか。今私のような経緯でここに居る人間が二重国籍をとるのは絶対不可能です。日本政府が認めるわけがないのです

が、これから生まれてくる、あるいは若い人たちにとって二重国籍というのはある意味で相当魅力ある選択として残っていくのではないかと考えています。

それから帰化についてお話をされたのですが、私のような考え方——在日朝鮮人は元々中途半端な存在であったというような言い方——はどうでしょう。ある意味では少数派かもしれない。依然として、いわば本国志向というか、在日朝鮮人というのは、朝鮮半島に帰属する集団であることを前提に、色々な問題を考えたり、組み立てていくというような見方——在日朝鮮人研究は元々そのように出発していますし——これが多数派でした。しかし、90年代くらいから国民国家という枠組みに疑問が提起されて、国民の揺らぎみみたいな状況が生まれる中で、そうではない見方が色々提起されているわけです。私自身も、民族といっても色々な濃淡があつていいし、民族性というのもその人間の持っている個性の一つだと思ってるわけです。だから私の願いとしては、帰化をするにしても多少なりともルーツを残して、あるいは名前だけでもいいから残して帰化をしてほしいというように、帰化そのものは否定しないです。国籍を選択する、日本国籍に変えるということそのものを否定できる状況ではありません。ただ全く日本人に同化する形での帰化というのは、これはそうすべきではないとは言わないですが、願いとしては、やはり多少なりともそのルーツを残して、少しだけ朝鮮人でもいいので残したような生き方をしてほしい。今はまだ色々な差別があつて、民族名では就職が難しいとか色々なことがあつて、なかなか本当に自由な選択ができないですが、ちょっとでもルーツを残したまま、そういう選択を若い人がしてくれるように環境を整える、社会的な状況を変えていく努力をしていかなければと思っています。答えになってるかどうかわかりませんが、以上です。

質問者B：ありがとうございます。僕自身も先生もおっしゃったように、帰化ということで、自分の祖国の何かを残していくか本人が判断する、そういう時代になりつつあると思います。特に日本で生まれた人の帰化と同化という問題について、世界の流れからみると、朝鮮民族の「一民族一国家」いう事に違和感を非常に持つてゐる事が多いで

す。また、日本に来てやっと在日の方々の文化を聞いて非常に悲しいような、色んなことがわかってきたのですが、今日先生の話聞いてさらに少しずつ在日の方々の文化を理解できてきた気がします。もっと知識を増やして、日本で暮らしている在日の方々と共存しながら、色々と分かち合える機会があればと思います。

質問者C：私は参政権のことにすごく関心もっていて、外国国籍者の参政権は何としてでも実現したいと思っているのですが、民主党政権の時にすごいバックラッシュで潰れてしまった後に、どのようにしてこれを実現していけば良いのか、先生のお考えを伺えればと思います。国籍ということや帰化ということの意味がなくなってきて、逆に国籍を取ればそちらで解決できるのか。やはりその解決だけでは、国籍の意味は色々あると思うので、どうなのか。今後の道筋を先生はどうお考えなのかお聞きできればと思います。

文：すごく難しい問題で、私自身も京都という地域社会の住民ですから、当然京都という地域のあり方について発言すべき権利もあると思うし、投票権もあって、参政権もあるべきだというように思っています。私自身が二重国籍になる可能性はほとんど無いですから、韓国籍をずっと維持しなければいけないと思ってます。そういう意味では参政権取得のための色々な運動ですとか、取り組みについてもやっていきたいと思っています。

ただ、今おっしゃったことが非常に微妙で、1990年代末から参政権運動が非常に盛り上がり、自民党の一部の人たちも——公明党もそうでしたが——参政権を認めなければいけないということになり、相互主義という観点からも、韓国は2006年でしたか、5年以上地域社会に住んでる外国人については参政権を認めるという方向に変わっています。その意味でも日本政府がそういう措置をとるべきで、2002年に参政権が法案として通る寸前までいきました。しかし、それがいわばバックラッシュですね。これに対して日本人の純潔さが損なわれるとか、非常に荒唐無稽な議論で、猛烈な反対があって、逆に参政権をつぶす法案として国籍取得緩和法案というのが出てきました。要す

るに、参政権ではなくて日本社会に帰化してしまえということです。帰化する要件を緩和するから、外国人としての参政権をやめなさいということです。この法案も成立はしなかったのですが、その二つの法案が提起されたということに象徴されるように、国籍取得か参政権かは二律背反の面もあり、なかなか一概に判断できない面もあります。自由法曹団などでは、法務大臣の裁量とされている国籍取得の要件を日本社会の住民として一定の要件が整えば^{きそく}羈束的に国籍取得ができるようにする法案も示されていますがなかなか難しい気がします。

外国人としての地方参政権の実現は、今の日本社会のバックラッシュの状況、90年代とは違って、これだけ歴史修正主義が日本社会の支配的な潮流になってしまっている、そのような中では現実に参政権が認められるというのは相当に難しい。同時に、二重国籍が増えているという状況の中でどのように考えるのか、私自身も答えがなかなか見出せないような微妙な段階に来ているのではないかと思います。見通しはわかりません。私たちは当然の権利として地方参政権を要求する取り組みをしていきたいと思っていますが、国籍を巡る色々な新しい状況が生まれているので、それらとの絡みでどう考えていくかということは、色々議論が必要だと思います。

略歴と業績



文京洙（MUN Gyongsu / ムン・ギョンス）立命館大学名誉教授、同大学アジア・日本研究所上席研究員

【略歴】

- 1977年 中央大学法学部政治学科卒業
- 1980年 法政大学社会科学研究所修士課程修了
～法政大学、神奈川大学などで非常勤講師などを経て～
- 1989年 国際基督教大学常勤助手（～1991年）
- 1994年 立命館大学国際関係学部助教授、同教授（1998～2016年）
- 2006年 博士（地域政策学）取得（大阪商業大学）
- 2016年 立命館大学特任教授、同アジア・日本研究所副所長（～2021年）

【研究業績】

著書（単著）

- 『済州島現代史：公共圏の死滅と再生』新幹社、2005年
- 『韓国現代史』岩波新書、2005年

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

『在日朝鮮人問題の起源』 図書出版クレイン、2007年

『済州島四・三事件:「島(タムナ)のくに」の死と再生の物語』 平凡社、
2008年、岩波現代文庫、2018年

『新・韓国現代史』 岩波新書、2015年

『文在寅時代の韓国:「弔い」の民主主義』 岩波新書、2020年

(共著)

『現代韓国への視点』(共著者/鄭章淵) 大月書店、1990年

『在日朝鮮人:歴史と現在』(共著者/水野直樹) 岩波書店、2015年

(単編著)

『アジアの人びとを知る本 第5巻 アジアで生きる人びと』 大月書店、
1992年

『増補・なぜ書きつづけてきたか なぜ沈黙してきたか:済州島四・
三事件の記憶と文学』(金石範・金時鐘著) 平凡社ライブラリー、
2015年

(共編著)

『ろうそくデモを越えて—韓国社会はどこに行くのか』(共編者/川瀬
俊治) 東方出版、2009年

『在日コリアン辞典』(国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編
集委員会編:朴一・鄭雅英ほか12名) 明石書店、2010年11月

『エティック国際関係学』(共編者/奥田宏司・佐藤誠・原毅彦) 東信
堂、2011年

『危機の時代の市民活動:日韓「社会的企業」最前線』(共編者:川瀬
俊治ほか7名) 東方出版、2012年

『グローバル・サウスはいま 第2巻 新自由主義下のアジア』(共編
者/藤田和子) ミネルヴァ書房、2016年

Asia and Japan: Perspectives of History (共編者:小杉泰) Asia-Japan
Research Institute Ritsumeikan University, 2023.

論文（単著）

- 「第7回非同盟諸国首脳会議について」『月刊アジア・アフリカ研究』266号、アジア・アフリカ研究所、1983年6月
- 「国家分析のための機能論的枠組：第三世界における従属的資本主義諸国を中心に（上・下）」『月刊アジア・アフリカ研究』275・276号、アジア・アフリカ研究所、1984年3月・4月
- 「韓国における南北統一運動：1960～61年期を中心に」『月刊アジア・アフリカ研究』281号、アジア・アフリカ研究所、1984年9月
- 「韓国の軍事政権と国民意識」土生長穂・河合恒生編『第三世界の開発と独裁』大月書店、1989年1月
- 「韓国における社会変革論争」『季刊窓』4号、窓社、1990年6月
- 「国際関係の展開と第三世界」土生長穂編『21世紀の第三世界』大月書店、1991年2月
- 「70年代韓国の精神と尹興吉文学」『学苑』619号、昭和女子大学近代文化研究所、1991年5月
- 「韓国社会と市民文化」『アジア・アフリカ研究』31巻4号、アジア・アフリカ研究所、1991年11月
- 「韓国の政治文化と維新体制」小林謙一・川上忠雄編『韓国の経済開発と労使関係：計画と政策』法政大学出版局、1991年12月
- 「現代韓国の都市小説」『学苑』631号、昭和女子大学近代文化研究所、1992年5月
- 「世界史の中の日韓条約」『季刊青丘』16号、青丘文化社、1993年7月
- 「済州島4・3事件前史に関する研究（上）」『済州島』6号、耽羅研究会、1993年11月
- 「在日朝鮮人にとっての国民国家」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、1994年5月
- 「近代世界のなかの日本と朝鮮：最近の業績から」『歴史評論』534号、歴史科学協議会、1994年10月
- 「済州島4・3事件前史に関する研究（下）」『済州島』7号、耽羅研究会、1994年12月

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

- 「近代日本の国民国家形成と朝鮮」西川長夫・松宮秀治編『幕末明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995年3月
- 「在日朝鮮人にとっての戦後」中村政則他編『戦後日本：占領と戦後改革 第5巻：過去の清算』岩波書店、1995年11月
- 「高度経済成長下の在日朝鮮人」李進熙編『「在日」はいま、：在日韓国朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社、1996年4月
- 「転換期の世界と在日朝鮮人」李進熙編『「在日」はいま、：在日韓国朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社、1996年4月
- 「戦後世界システムの展開と韓国の工業化：1960年代を中心に」中央大学社会科学研究所研究報告『統合するヨーロッパ／重層化するアジア18』1997年3月
- 「日韓関係をめぐって」立命館大学人文科学研究所編『戦後50年をどうみるか：二一世紀への展望のために（上）』人文書院、1998年3月
- 「在日朝鮮人問題の起源」佐藤誠・A. J. フィールドイング編『移動と定住：日欧比較の国際労働移動』同文館、1998年9月
- 「韓国における地域社会の変容と住民自治」『アジア・アフリカ研究』39巻3号、アジア・アフリカ研究所、1999年7月
- 「韓国の都市形成と住民自治：民主化過程における地域主義と住民自治の相克」土生長穂編『開発とグローバリゼーション』柏書房、2000年4月
- 「グローバリゼーションと公共性：韓国における「国民的競争国家」と民主主義」関下稔・小林誠編『統合と分離の国際政治経済学：グローバリゼーションの現代的位相』ナカニシヤ出版、2004年4月
- 「戦後60年と在日朝鮮人：“国民”の呪縛を超えて」『思想』980号、岩波書店、2005年12月
- 「韓国における市民社会と公共圏：デジタル・デモクラシーの射程」松下洸編『途上国社会の現在：国家・開発・市民』法律文化社、2006年2月
- 「韓国における人権：過去・現在・未来」『部落解放』570号、解放出版社、2006年12月

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

- 「戦後在日朝鮮人の歩みと住民自治」富坂キリスト教センター在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治：川崎と京都から考える』新幹社、2007年2月
- 「盧武鉉政権の遺産と李明博政権下の韓国」『アジア・アフリカ研究』47巻4号、アジア・アフリカ研究所、2007年12月
- “Origins of Current Problems of Korean Residents in Japan,” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies*, vol 3, no. 1 (July 2009), Center for Islamic Area Studies at Kyoto University
- 「ドイツ統一と朝鮮半島：ハーバーマスの介入とその後」『神奈川大学評論』65号、2010年3月
- 「뉴커머와 올드커머：지구화 시대 일본사회의 변화와 재일 한인 (ニューカマーとオールドカマー：グローバル時代日本社会の変化と在日コリアン)『재일동포사 총서 10 일본 한인의 역사 (상) (在日同胞史叢書 10 日本の韓人の歴史 (上))』韓国国史編纂委員会、2019年7月
- 「日本と韓国：歴史意識の相克」『現代の理論』25号、2010年10月
- 「100年の葛藤を超えて：戦後日韓関係の歩みと相互認識」『アジア・アフリカ研究』51巻1号、アジア・アフリカ研究所、2011年2月
- 「戦後日韓関係と市民社会の課題：100年の葛藤を超えて」藤田和子・松下冽編『新自由主義に揺れるグローバル・サウス：いま世界をどうみるか』ミネルヴァ書房、2012年10月
- 「戦後在日朝鮮人の生活と日本社会」安田常雄編『シリーズ戦後日本社会の歴史4 社会の境界を生きる人びと：戦後日本の縁』岩波書店、2013年3月
- 「在日朝鮮人からみる日韓関係：〈国民〉を超えて」磯崎典世・李鍾久編『日韓関係史 1965-2015 III 社会・文化』東京大学出版会、2015年10月
- 「埋もれた記憶を辿る」『抗路：在日総合誌』3号、抗路舎、2016年12月
- 「韓国“ろうそく革命”と文在寅新政権の課題」『アジア・アフリカ研究』57巻3号、アジア・アフリカ研究所、2017年

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

- 「韓国において“進歩”とは何か：文在寅新政権の行方」『抗路：在日総合誌』4号、抗路舎、2017年11月
- “Discussions over the Jeju 4.3 Incident in the Public Sphere,” *The JEJU 4.3 Mass Killing: Atrocity, Justice, and Reconciliation*, edited and published by JEJU 4.3 Peace Foundation, 2018,
- 「〈四・三事件 70年〉問題解決の到達点と課題：日本からの視点」『世界』970号、岩波書店、2018年7月
- 「이행기정의와 제주 4·3 (移行期正義と済州四・三)」『한국학과 조선학 그쟁점과 코리아학 (韓国学と朝鮮学その争点と高麗学) 1』国際高麗学会、2018年
- 「激変する朝鮮半島情勢：変化へのイニシアティブを探る」『現代思想』46巻12号、青土社、2018年8月
- 「日韓関係、第三の転機か？」『抗路：在日総合誌』6号、抗路舎、2019年9月
- 「ポスト冷戦期の日韓関係：過去清算と反動の相克」『エトランデュテ』3号、在日本法律家協会、2020年7月
- 「43과 재일 제주인 재론 (再論)：분단과 배제의 논리를 넘어 (四・三と在日済州人再論：分断と排除の論理を越えて)」『4·3과 역사 (四・三と歴史)』20号、済州四・三研究所、2020年
- 「済州島、三河島、そして朝鮮籍」李里花編『朝鮮籍とは何か：トランスナショナルの視点から』明石書店、2021年1月
- 「韓国「四・三特別法」改正：「積弊清算」の新局面」『世界』945号、岩波書店、2021年6月
- 「済州四・三を考える：在日の被害実態調査から」『抗路：在日総合誌』10号、抗路舎、2022年12月
- 「재일 제주인의 시각에서 본 제주 4·3 : 과거청산의 아포리아 ; 법정립적 폭력 (在日済州人の視点からみた済州四・三 : 過去清算のアポリア ; 法措定的暴力)」高誠晩編『비판적 4·3 연구 (批判的 四・三研究)』한그루、2023年
- “Jeju 4.3 and Zainichi Society: Beyond the Logic of Division and Exclusion” *World Environment and Island Studies*, vol. 13, no.1 (March 30, 2023), the World Association for Island Studies and World Environment and

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

Island Institute, Jeju National University.

「漂流する韓国政治：「檢察国家」の行方」『アジア・アフリカ研究』
63 卷 1 号、アジア・アフリカ研究所、2023 年

「在日メディアと論争：〈在日論〉の水脈をたどる」『抗路：在日総合誌』
11 号、抗路舎、2023 年 12 月

「吊いの政治学：死者と生者の行き交い 韓国／日本」『抗路：在日総合誌』
12 号、抗路舎、2024 年 12 月

(共著)

「1948 일본행 엑소더스：연합국 최고사령부 보고서를 통해 본 제주
사람들의 밀항 (日本行きエキソダス：連合国最高司令部報告書
を通じてみた済州人の密航)」(共著者：高誠晩)『日本學』58、
東國大大学校、2023 年

書評

滝沢秀樹著『韓国の經濟發展と社会構造』(御茶の水書房、1992 年)、『ア
ジア經濟』33 卷 12 号、アジア經濟研究所、1992 年 12 月

崔章集著『現代韓国の政治變動』(中村福治訳、木鐸社、1997 年)、『歴
史学研究』719 号、歴史学研究会、1999 年

伊地知紀子著『生活世界の創造と実践：韓国・済州島の生活誌から』
(御茶の水書房、2000 年)、『日本史研究』476 号、日本史 研究会、
2002 年 4 月

ユ・シミン著『ボクの韓国現代史 1959-2014』(萩原恵美訳、三一書房、
2016 年)、『図書新聞』2016 年 4 月 9 日

장인성 (張寅性) 著『비판적보수주의의심리와논리：현대일본의보수
주의 (現代日本の保守主義：批判的保守主義の心理と論理)』、『日
本研究』68 集、国際日本文化研究センター、2024 年 3 月

朴一著『在日という病：生きづらさの当事者研究』(明石書店、2023 年)、
じんぶん堂、2024 年 1 月 (<https://book.asahi.com/jinbun/article/15096769>)